

令和5年（ワ）第977号 除籍処分無効確認等請求事件

原告 東郷ゆう子こと角本裕子

被告 日本共産党中央委員会 外3名

2024年3月29日

神戸地方裁判 第4民事部 合議係 御中

被告日本共産党兵庫県委員会，同東灘・灘・中央地区委員会

訴訟代理人 弁護士 佐伯 雄 三



被告県委員会・地区委員会 準備書面（3）

第1 原告のいう「活動環境配慮義務」について

1 原告は、「原告と被告…らとの間には，入党契約に付随する「活動環境配慮義務」があり，被告…らには党員間のハラスメント等を防止すべき義務がある。」等と主張するが（訴状10頁），これは，雇用契約において使用者が労働者に対して負う場合のある職場環境配慮義務を想定しているようである。

被告日本共産党（中央委員会，県委員会，地区委員会）は雇用契約における使用者の立場ではなく，雇用契約における職場環境配慮義務同様の義務を負うものではない。

2 なお，被告日本共産党は，その規約（乙1）において，次のように定め，党員と組織の自覚的なあり方を定めている。

第五条 党員の権利と義務は，つぎのとおりである。

(一) 市民道徳と社会的道義をまもり、社会にたいする責任をはたす。

(略)

(六) 党の会議で、党のいかなる組織や個人にたいしても批判することができる。また、中央委員会にいたるどの機関にたいしても、質問し、意見をのべ、回答をもとめることができる。

(略)

第二十五条 中央委員会は、訴願委員を任命する。訴願委員会は、党機関の指導その他党活動にかかわる具体的措置にたいする党内外の人からの訴え、要望などのすみやかな解決を促進する。

(注) 被告兵庫県委員会にも、県党会議（県下の代議員によって構成される定期または臨時の会議）で選任された県委員会によって任命される「訴願委員会」が設置されている。

3 本件では、そもそも被告味口は原告に対して一切ハラスメントに該当する行為をしておらず、被告らには債務不履行責任はない。

第2 選挙事務所に貼付されたポスター（甲7）の所有権の帰属について

1 原告は、ポスター2枚（甲7の撮影対象のうち原告の氏名記載のポスター、以下「本件ポスター」という）の所有権が原告にあったとして、同ポスターの破棄をもって違法行為である旨主張している。そして、本件ポスターの所有権を原告が有する根拠として「候補者本人に宛てた手紙と何ら変わらない」と主張している。

しかし、以下のとおり、本件ポスターの作成の経過やその管理からみて、本件ポスターが候補者本人に宛てた手紙と同様とは到底いえない。

2 県議選の際に使用されるポスターの作成の手続など

今回原告が立候補した県議選にかぎらず、過去の県議選において「～様」と

して候補者の氏名を記載したポスターの作成は次のとおり行われてきた。

選挙用のポスターとして使用する「必勝」，「日本共産党委員長志位和夫」，「副委員長・参議院議員山下よしき」などポスター印刷に使用するデジタルデータは予め，被告中央委員会から被告県委員会宛に提供されており，被告県委員会は，同データを使用して各選挙において，被告県委員会事務所に設置した印刷機を利用し，被告県委員会が準備した用紙を使用して必要部数を印刷する。

印刷に要する費用は，全て党の費用負担において作成され，候補者個人が負担する費用は一切ない。

印刷されたポスターは，被告県委員会から被告地区委員会に交付され，被告地区委員会において，被告地区委員会名義で設置し，かつ，被告地区委員会において管理している各選挙事務所内に貼付する。

このようにポスターの作成，交付，選挙事務所内への貼付による掲示は，全て被告県委員会及び被告地区委員会において行われており，ポスターが候補者に交付されたり候補者個人の管理に委ねられることはない。

そして，ポスターの作成枚数やポスターの構図なども全て被告県委員会及び被告地区委員会が協議して決定している。

選挙終了後は，ポスターを含めて選挙事務所内に選挙用に使用した備品類は，全て選挙事務所を管理している被告地区委員会の権限と責任において撤去，廃棄などを行っており，ポスターも選挙終了後に被告地区委員会において処分している。

選挙期間中にポスターが汚損した場合には被告地区委員会から必要に応じて新しいポスター作成と交付を被告中央委員会に依頼することは手続上はあり得るが，通常は多忙な選挙期間中にポスターを印刷し直して貼り替えるなどの作業はしない（原告が立候補した県議選及び神戸市議選の日本共産党の候補者数は県議選候補は16人，神戸市議選候補は10人，であり，それぞれの地区委員会からポスターの貼り替えの依頼などをしたことがない）。

3 本件ポスターの所有権の帰属について

前項で主張したポスターの作成経過からすれば、ポスターの所有権は、党に帰属しており、原告が主張するような候補者に宛てた「手紙」などとは全く性格を異にしており、候補者個人に帰属することはない。あくまでポスターに「～様」と候補者名を入れるのは、選挙事務所に掲示した際にどの候補者を応援するポスターであるかを明示するためであり、そこに記載した氏名を所有権の帰属とは全く無関係である。

本件ポスターの作成から選挙事務所への掲示までの経過は前項で主張したポスターの作成と同様であり、本件ポスターだけについて原告の帰属とすべき事情は一切ない。

なお、過去において、選挙事務所に貼付されたポスターに関して、候補者が自分の所有権を主張したことなど被告らの経験、認識している限り全くない。

また、原告は、本件ポスターの破棄を問題とするが、そもそも本件ポスターが汚損したため被告地区委員会において廃棄したあと、原告から本件訴状において本件ポスターの破棄が問題とされる以前において原告が自らの所有権を主張して破棄を問題としたことはなかった。

第3 原告第5準備書面について

1 訴外灘民主商工会による原告の解雇について

認否の限りでない。

2 職業安定法44条違反との主張について

本件では関連性のない主張である。

なお、原告が出向であるとしても、営利目的もなく、反復継続して行うものでもなく、よって労働者供給事業として行うものではないから、原告の主張は失当である。

以上